

仕 様 書

1 件名

防火長靴の購入

2 納入・履行期限

令和6年3月31日までに納入すること。

3 納入・履行場所

所属別に分けた上で納入するものとし、詳細は別添のとおりとする。

4 支払方法

業務完了払

5 発注数量

防火長靴 65足

6 概要規格等

別添のとおり

7 その他

(1) 発注サイズの決定

発注する物品のサイズについては、担当者に各サイズのサンプル商品等を提出しサイズ合わせの期間を設けた後に各人により決定するものとする。

(2) この仕様書の細部について疑義が生じた場合は、担当者と協議して指示を受けるものとする。

(3) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び別記外部委託における情報セキュリティ遵守事項を遵守すること。また、業務上知り得た事項を漏らしてはならない。

(4) 不当要求等に関し、次の事項を遵守すること。

ア 受注者及び受注者の下請業者が、不当要求行為を受けた場合又は不当要求行為による被害を受けた場合若しくは被害が発生するおそれがある場合は、組合管理者に報告するとともに、所轄の警察署に通報すること。

イ 受注者は、組合及び所轄の警察署と協力し、不当要求行為の排除対策を講じること。

8 同等品規格確認票

仕様書記載規格の同等品以上で積算する場合は、入札前に草加八潮消防組合総務課の担当者にガイドラインに適合していることを証明する書類を持参の上、製品の

カタログ等を提示して必ず説明を行い、同等品規格確認票に確認印を得た上で入札に臨むこと。

- 9 問い合わせ先 草加八潮消防組合 草加八潮消防局総務課職員係 日下
電話 048-924-2112 内線 (50) 222

納入・履行場所

1 所属別納入・履行場所一覧

所 属	納入・履行場所
消防局企画課	草加消防署
消防局総務課	草加消防署
消防局予防課	八潮消防署
消防局警防課	草加消防署
消防局情報指令課	八潮消防署
草加消防署管理課	草加消防署
草加消防署消防第 1 課	草加消防署
草加消防署消防第 2 課	草加消防署
草加消防署西分署	草加消防署西分署
草加消防署青柳分署	草加消防署青柳分署
草加消防署北分署	草加消防署北分署
草加消防署谷塚ステーション	草加消防署谷塚ステーション
八潮消防署管理課	八潮消防署
八潮消防署消防第 1 課	八潮消防署
八潮消防署消防第 2 課	八潮消防署

2 各納入・履行場所詳細

- (1) 草加消防署
草加市神明二丁目 2 番 2 号
- (2) 草加消防署西分署
草加市西町 1 0 8 番地 2
- (3) 草加消防署青柳分署
草加市青柳六丁目 2 3 番 6 号
- (4) 草加消防署北分署
草加市清門二丁目 1 番地 4 3
- (5) 草加消防署谷塚ステーション
草加市谷塚町 5 2 5 番地 2
- (6) 八潮消防署
八潮市大字鶴ヶ曽根 1 1 8 5 番地

防 火 長 靴
仕 様 書

草加八潮消防局

第1 総則

1 概要

本仕様書は、防火長靴について必要事項を定める。

この長靴は、裏付で、前部編み上げにより太さを調節し、着脱を容易にするため防火長靴の横に斜めに取り付けたファスナーと後部にキックスタンドを設けた構造で、爪先部に鋼製又は樹脂製先芯、靴底周辺部に突刺防止用のフェルトを巻き込み、踏まず部に補強のゴムと布を貼り付け、靴底に踏抜防止用ステンレス板を入れ、本底は重耐油底とし、静電気帯電防止構造とする。

2 長靴の条件

- (1) この防火長靴は、TX-777R（又は同等品以上とする。）とし、JIS T8101(安全靴)及びJIS T8103(静電気帯電防止靴)の規格を基準として製作された安全靴であり、さらに消防活動に適した機能と強度を付加した性能を有するとともに、傷、斑点、汚れ及びその他著しく外観や機能を損なうような欠点のないものとする。
- (2) 防火長靴は「消防隊員用個人防火装備に係るガイドラインについて（通知）平成29年3月7日付消防消44号」（以下、「ガイドライン」という。）に準拠するものであること。

第2 仕様

1 使用材料

部 品 名	使 用 材 料
胴部・腓ゴム	配合ゴム(天然ゴム)
表底	配合ゴム(NBR) 重耐油底
裏布	30/1200ブライトメリヤス トーヨーグレー
先芯	新ガイドラインに基づく材料
先芯補強布	スフ79黒帆布
踏抜防止板	ステンレス板 JIS T8101に基づく材料
内巻テープ(ケブラ)	フジロン9000Kケブラ
不踏補強上下	配合ゴム ゲージ0.9mm、スフモス116本 白ゴム糊片引貼り合わせ
靴紐	黒色ナイロン製 両端末を熱焼付処理(セルチップ付)を施したもの
ファスナー	合成樹脂製コイルファスナー ロック機能：オートマチック式
ファスナー引手紐	樹脂加工丸紐 ワックス処理し端末は金属(ステンレス)かしめを施したもの

はとめ	アルミニウム製 #18黒色 座付
反射テープ	オレンジ色 幅10m/m
キックスタンド	配合ゴム(天然ゴム)
中敷き	静電加工

2 寸法

部分 サイズ	前丈	後丈	部分 サイズ	前丈	後丈	部分 サイズ	前丈	後丈	
22.0	33.0	32.0	25.0	34.0	33.0	28.0	35.0	34.0	
22.5			25.5			29.0			
23.0			26.0	35.0	34.0				
23.5			26.5						
24.0			27.0		30.0	36.0	35.0		
24.5	34.0	33.0	27.5						

3 表底の寸法

(単位：mm)

部 分	寸 法	備 考
踏付け主要部	厚み3.0以上	JIS T8101(安全靴)による

4 構造及び外観

- (1) 各部の名称は概要図1による。
- (2) 本底はプレス加工したもので概要図2による。
- (3) 裏付で、爪先を保護する先芯を入れ、靴底周辺部に突刺防止用のフェルトを巻き込み、踏まず部に補強のゴムと布を貼付け、靴底に踏抜き防止板を入れたものとする。
- (4) 突刺防止用のフェルトは、踏抜き防止板に最下部がかかるように取り付ける。
- (5) 爪先の胛部分の上部に補強用の先ゴムを貼り付ける。
- (6) 先しんの内側から後端部内側にかけては、布及び緩衝材のあるゴム等で内貼りする。
- (7) 胴ゴム前側に切り込み(水除け付き)を入れ、長靴横部の斜めファスナーにより迅速な着脱ができる構造とし、ファスナー全開時の切り込み幅をワイド(最大15cm、許容差1cm)型とする。
- (8) 胴ゴム前側に切り込み(水除け付き)を入れ、靴ひもにより、胛部分、すね部分及び足首部分を使用者に合わせ締めつけられる構造とする。
- (9) 靴底にサイズ及びウィズ、JISマーク、JQAマーク、製造業者名(略号も可)を表示し、左足内側(化粧テープ下)に静電表示を行う。また、靴内部に静電靴試験票

を挿入する。

- (10) 色は全体を黒色とし、先ゴム、筒口テープ及び本底と胴部分の接合部分をオレンジ色とする。
- (11) 背部にオレンジ色の反射テープを取り付ける。
- (12) 中敷きは静電加工を施したものをオプションとして同梱すること。

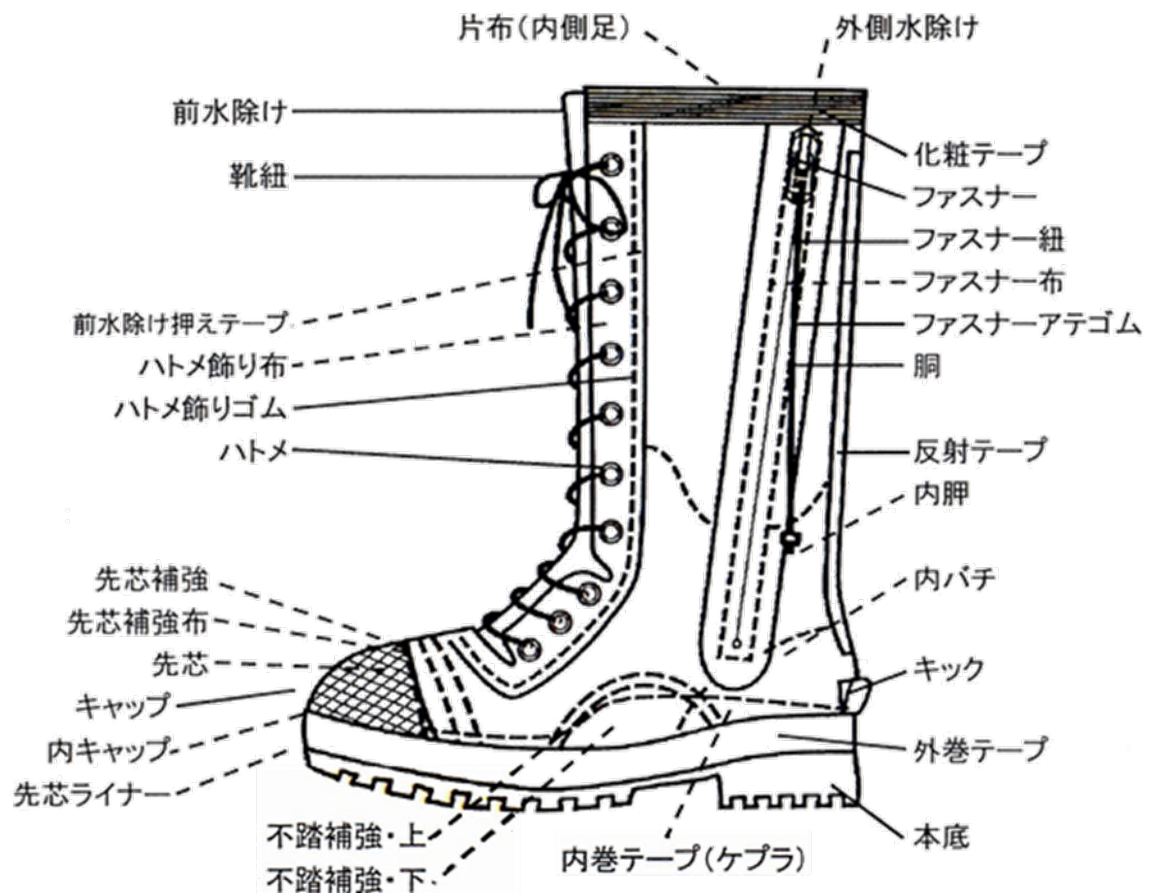
5 包装及び表示

- (1) 各足に適切なツトを挿入する
- (2) 1 足毎に適切な紙袋に収納する。
- (3) 品名、サイズ、ウィズ、JISマーク、JQAマーク、日本工業規格番号(JIS T8103)、作業区分(S)、付加的区分(P)、名称(静電気帯電防止靴)、製造年月、種類(ED)、防護性能(P)、環境区分(C3)、甲被区分(非耐油性ゴム)、認証番号(JQ0113001)、製造業者名を表示する。

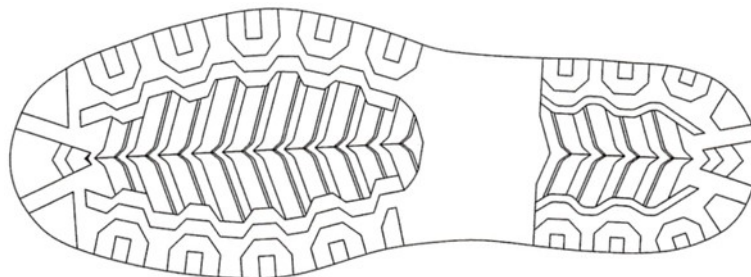
6 その他

本仕様に定めのない事項については協議を行い指示を受けること。

概要図 1



概要図 2



別記

外部委託における情報セキュリティ遵守事項

1. 基本事項

草加八潮消防組合は、保有する情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持するため、消防組合が実施する情報セキュリティ対策の基本的事項を「情報セキュリティ基本方針」として定めている。また、当該セキュリティ対策の有効性及び効率性の確保を目的として、遵守すべき行為、判断等に関する基本的事項を「情報セキュリティ対策基準」として定めている。

消防組合の情報資産を取扱う業務の受注者は、当該基本方針及び対策基準の適用範囲に含まれることから、次の事項を遵守し、消防組合の情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持するよう努めなければならない。

2. 情報の分類

受注者は、原則として次の分類を行った上で、情報を保護すること。

消防組合保有情報	消防組合から貸与された情報のこと。
重要情報	消防組合から貸与された情報の内、個人情報、特定個人情報及び非公開情報を含む情報のこと。

3. 情報の保護

受注者は、次の対策に努めること。

共通	➤ 消防組合の承諾なしに、消防組合保有情報の一部又は全部を第三者へ提供することのない制御すること。
消防組合保有情報	➤ 消防組合保有情報を取扱う作業従事者を明確にし、その範囲内でのみ取扱うよう制御すること。 ➤ 消防組合保有情報を保管する場所は、作業従事者のみが取扱えるよう制御すること。 ➤ 契約満了時等で消防組合保有情報を消防組合へ返却する際は、受注者内にデータ等が残らないよう消去する手順が確立すること。 ➤ 消防組合保有情報を受注者のファイルサーバ等で電子データとして保有する場合、作業従事者のみがアクセスできるよう制御すること。 ➤ 消防組合保有情報を作業従事者が消防組合に無断で持ち出すことがないよう管理を徹底すること。 ➤ 消防組合保有情報を消防組合と電子メールでやり取りする場合、暗号化等の情報漏えい対策を行った上でやり取りすること。 ➤ 消防組合保有情報を運搬することがある場合、盗難及び紛失対策を行った上でやり取りすること。
重要情報	【<u>消防組合保有情報における制限に加えて</u>】 ➤ 業務従事者のパソコンは、関係者以外からの覗き見防止等の対策を行うこと。

	➤ 業務従事者が USB メモリ等の電磁的記録媒体を使って不正に情報がコピーされないよう適切に制御すること。 ➤ 業務従事者のパソコンは、OS 等を最新の状態とすること。ただし、システムの動作検証のため、過去のOSを使用する必要があるなど、理由がある場合については、この限りでない。 ➤ 業務従事者のパソコンは、盗難及び紛失時にデータが漏えいしないよう対策が施すこと。
--	--

4. ネットワークの強靱化対策

受注者は、重要情報を取扱う作業環境を様々な情報セキュリティリスクから保護しなければならない。また、特定個人情報を取扱う環境はインターネットから分離した環境を用意し、そこでのみ取扱うこと。その他、総務省が発行する「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン（以下「総務省ガイドライン」という。）」で示された基準を遵守すること。

5. 物理的セキュリティ

受注者は、原則として次の物理的対策を講じること。

管理区域	➤ サーバ等の機器を設置する場所は、管理区域とし管理すること。 ➤ 外部に通ずるドアは必要最小限とし、鍵、監視機能、警報装置等によって許可されていない立入りを防止すること。 ➤ 管理区域への入室は、入退室を許可された者のみに制限し、ICカード、指紋認証等の生体認証や入退室管理簿の記載による入退室管理を行うこと。 ➤ 管理区域に入室する場合、身分証明書等を携帯し、求めにより提示すること。 ➤ 当該情報システムに関連しない、または個人所有であるコンピュータ、モバイル端末、通信回線装置、電磁的記録媒体等を持ち込ませないこと。
装置のセキュリティ	➤ サーバ等の機器の取付けを行う場合、火災、水害、埃、振動、温度、湿度等の影響を可能な限り排除した場所に設置し、容易に取り外せないよう適正に固定する等、必要な措置を講じること。 ➤ 通信ケーブル及び電源ケーブルの損傷等を防止するために、配線収納管を使用する等必要な措置を講じること。 ➤ 電磁的記録媒体を内蔵する機器を受注者以外に修理させる場合、内容を消去した状態で行わせなければならない。内容を消去できない場合、管理責任者は、外部の事業者へ故障を修理させるにあたり、修理を行う事業者との間で、守秘義務契約を締結するほか、秘密保持体制の確認等を行うこと。
通信回線・機器	➤ ネットワークに使用する回線について、伝送途上に情報が破壊、盗聴、改ざん、消去等が生じないように十分なセキュリティ対策を実施すること。 ➤ 外部へのネットワーク接続を必要最低限に限定し、できる限り接続ポイントを減らすこと。

6. 人的セキュリティ

受注者は、業務従事者に対し必要な情報セキュリティ教育・トレーニングを行うこと。また、消防組合の求めに応じてその実施記録の提示を行うこと。なお、業務従事者に対し、異動、退職等により業務を離れる場合には、利用していた機器等を返却させるとともに、その後も業務上知り得た情報を漏らしてはならない旨を合意させること。

7. 技術的セキュリティ

受注者は、次の情報セキュリティ対策を行うこと。

アクセス制御	➤ 原則として、情報システム及びパソコンを使用する際は、業務従事者ごとに ID を発行すること。 ➤ 業務従事者の ID は、本人以外がアクセスできないよう認証方法は最良の方法を選択すること。
開発・導入	➤ 開発で用いる環境に対して、管理責任者の管理の元で適切な対策を行うこと。 ➤ システム開発の責任者及び作業者が使用する ID を管理し、開発完了後、開発用 ID を削除すること。 ➤ システム開発、保守及びテスト環境とシステム運用環境を分離すること。 ➤ 重要情報を、テストデータに使用しないこと。
不正プログラム対策	➤ 業務従事者が操作するパソコン等は、コンピュータウイルス等の不正プログラム対策ソフトウェアを導入し、パソコン等に常駐させること。 ➤ 不正プログラム対策ソフトウェアのパターンファイルは、常に最新の状態に保つこと。
不正アクセス対策	➤ 外部からの不正アクセス及び内部不正に備え、情報漏えいを防止するために必要な対策を講じること。 ➤ 不正通信、不正操作等を牽制するための必要な監視を行うこと。

8. 監査等への協力

受注者は、消防組合の求めに応じて立入検査等に応じること。

9. その他

受注者は、上記以外の基準が必要となった場合は、総務省ガイドラインを参照するとともに、消防組合と協議し対策を行うこと。

以 上